

幼稚園費の創設及び教育費の拡充

○ 幼稚園費の創設(平成21年度予算 228百万円)

児童養護施設等に措置されている児童について、幼児期から適切な教育を行うとともに、学校教育に円滑につなげる必要があることから、幼稚園の就園に要する経費(就園奨励費を控除した額)を支弁対象。

○ 教育費の拡充

・ 学習塾費(平成21年度予算 43百万円)

近年の社会経済情勢の変化に伴い、児童養護施設等に入所している児童も進学への意欲が高まってきており、平成21年度予算案においては、児童養護施設等に措置されている中学生の学習塾に係る経費を支弁対象。

・ 部活動費(平成21年度予算 41百万円)

学校における放課後の部活動は、入所児童が社会性を身に付ける上でも重要なものであることから、児童養護施設等に措置されている中学生の部活動に係る経費についても併せて支弁対象。

施設機能見直しの検討のための調査・分析

調査の目的・背景

社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)より

子どもの抱える背景の多様化・複雑化

施設機能の見直し

- 現行の施設タイプのあり方の検討
- 子どもにとって必要なケアの質を確保するための人員配置基準の引き上げや措置費の算定基準の見直し等を含めたケアの改善に向けた方策の検討

見直しに必要な前提

- 必要な財源の確保
- 現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果を十分に踏まえて、ケアのあり方とこれに必要な人員配置や措置費の算定のあり方について検討

見直しの進め方

- 平成20年度行う「社会的養護における施設ケアに関する実態調査」の結果を中心にその他の研究の状況もあわせて踏まえながら、専門委員会において、その具体化に向けた検討
- 当該調査の実施に当たっては、対象となる施設、関係団体や研究者等の全面的な協力が不可欠

施設機能見直しのための調査

現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、ケアのあり方とこれに必要な人員配置や措置費の算定のあり方について検討

↓平成20年3月社会的養護施設に関する実態調査

- ・施設調査
- ・児童個票調査
- ・職員勤務状況調査

施設の概況(職員配置等)、
個々の入所児童の状態・
背景等についての把握

↓平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査

- ・タイムスタディ
(子どものアセスメント)

子どもの状態による
ケアについての
定量的な把握

ケアのあり方と
必要な人員配置、
措置費の算定の
あり方について
検討

自立援助ホームの見直し等年長児の自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもが他の子どもたちと公平なスタートを切れるよう、自立への支援を進めるとともに、施設等を退所した後も子どもたちを引き続き受け止め、支えとなるような支援の充実を図るため、自立支援策の拡充を図る。

○ 社会的養護の下で育った子どもたちは、施設を退所した後保護者等から支援を受けられない場合も多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い

○ 子どもの主体性を尊重する利用形態の必要性

○ 高校進学率が上昇するなど自立年齢があがってきている現状に対応する必要

※ 児童養護施設に入所している子どものうち、高校へ進学する児童は9割強

○ 自立援助ホームの見直し

- ・都道府県に対する申込制の導入
- ・対象年齢を満20歳まで引き上げ
- ・都道府県に対する事業の実施義務化
- ・より確実な財政的支援

・平成21年度予算：児童一人当たり単価（月額）

事務費：19万円程度（地域により異なる）

常勤職員2名・非常勤職員1名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

事業費：一般生活費（1万円程度）

○ 子どもがどこに暮らしていても、生活や就労に関する相談や自助グループによる相互の意見交換を行うことができる拠点事業（地域生活・自立支援事業）のモデル実施

・平成20年度実績：4か所

東京都、大阪府、大阪市、鳥取県

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

1 目的

子どもの自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する子ども等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が適当と認めた者

3 対象児童

義務教育を終了した20歳未満の子どもであって、児童養護施設等に入所させる措置を解除とされたもの等

4 定員

5人から20人

5 設備等

- ・ 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- ・ 個々の入居者の居室面積は一人当たり3.3㎡とし、一居室当たりおおむね2人までとすること
- ・ 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること

6 人員配置

- ・ 指導員の配置(単位:人)

入居児童数	6まで	7~9	10~12	13~15	16~18	19以上
指導員数(補助員含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

【指導員の要件(次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者)】

- ① 児童指導員の資格を有する者
- ② 保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

地域生活・自立支援事業(モデル事業)

施設等を退所した者が社会に出た後に、就業でつまづいたり、生活上の悩みを抱えたりした場合に、気軽に利用できるよう、就職等の相談ができる場や、同じ悩みを抱える者同士が集える場を提供し、必要に応じ支援を実施する。

実施前の準備

施設等に入所している来春退所予定の子ども等に対し、支援の案内・説明や、スタッフとの関係づくり、子ども同士の交流会等を実施し、退所後に子どもが抵抗なく支援を利用できるようにする。

